

令和6年度あおもり産品宣材写真撮影支援事業 募集要項



あおもり産品販売促進協議会

# 令和6年度あおもり産品宣材写真撮影支援事業 募集要項

## ■ 実施目的

販路の開拓に意欲のある「あおもり産品」の生産者等が、プロカメラマンに自身の生産物や加工品を宣材用写真として撮影してもらい、商品パッケージやPR用資材等に活用することで、自身の生産物や加工品の販路開拓につなげていくことを支援するとともに、広くあおもり産品の魅力をPRすることをコンセプトとして当事業を実施します。

※「あおもり産品」：青森市内の地域資源を活用して生産された農水産物

## ■ 募集内容に関する事項

(1) 対象者 あおもり産品に係る自身の商品の販路開拓に意欲のある下記に該当する者

- ①あおもり産品の生産者又は生産者団体
- ②あおもり産品を活用して加工品等を製造する事業者

(2) 撮影期間 全3回（下記の通り）

第1回	令和6年 6月～ 7月
第2回	令和6年 8月～ 9月
第3回	令和6年10月～11月

※申し込んだ回の期間のうち2時間程度の撮影となります。

（移動時間は含まれません。）

※具体的な撮影日時はカメラマンと日程調整の上決定するため、希望日での撮影と  
ならない場合があります。

(3) 実施場所 申込者の生産ほ場、加工場、スタジオ等

※申込者、カメラマンと相互で調整の上最適な場所で撮影します。

※人物のみの撮影は不可となります。

(4) 告知期間及び募集者数 下記の通り

開催回	告知期間	募集者数
第1回	令和6年 5月31日～6月14日	6者
第2回	令和6年 7月 1日～7月31日	8者
第3回	令和6年 9月 2日～9月30日	6者

※告知は広報あおもり、あおもり産品販売促進協議会ホームページ等にて実施します。

(5) 参加料 原則無料（カメラマンによる通常の撮影料についてのみ協議会が負担します。）

※ただし、希望内容によっては申込者負担となる場合やお断りする場合があります。

## (6) 参加条件

下記の全てに該当すること。

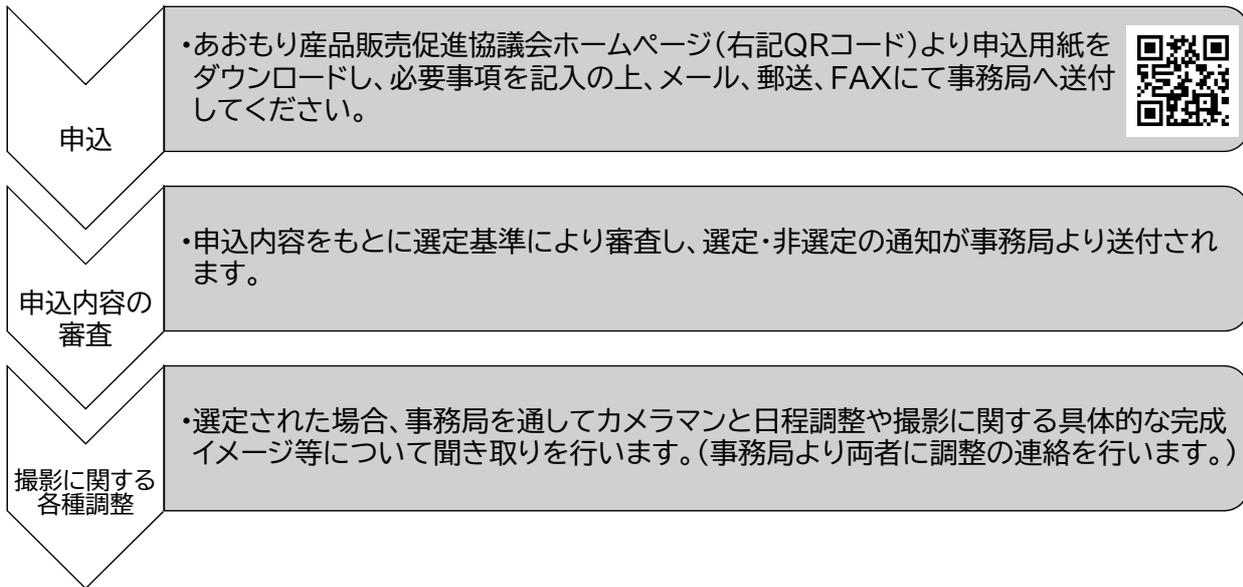
- ①青森市内に住所を有する又は市内に主たる事業所を有すること。
- ②撮影対象があおり産品又はあおり産品を活用して製造された農水産加工品（工芸品を除く。）であること。（他産地の農水産物等は不可）
- ③撮影した写真を令和7年2月末までに商品の販路開拓（PR用品製作、ECサイトへの掲載、SNSによる情報発信等）に活用すること。
- ④反社会勢力やこれに準ずる者と関係がなく、また将来的にも関係を持たないこと。

なお、対象者またはその補助者が次に該当するときは、参加を認めません。

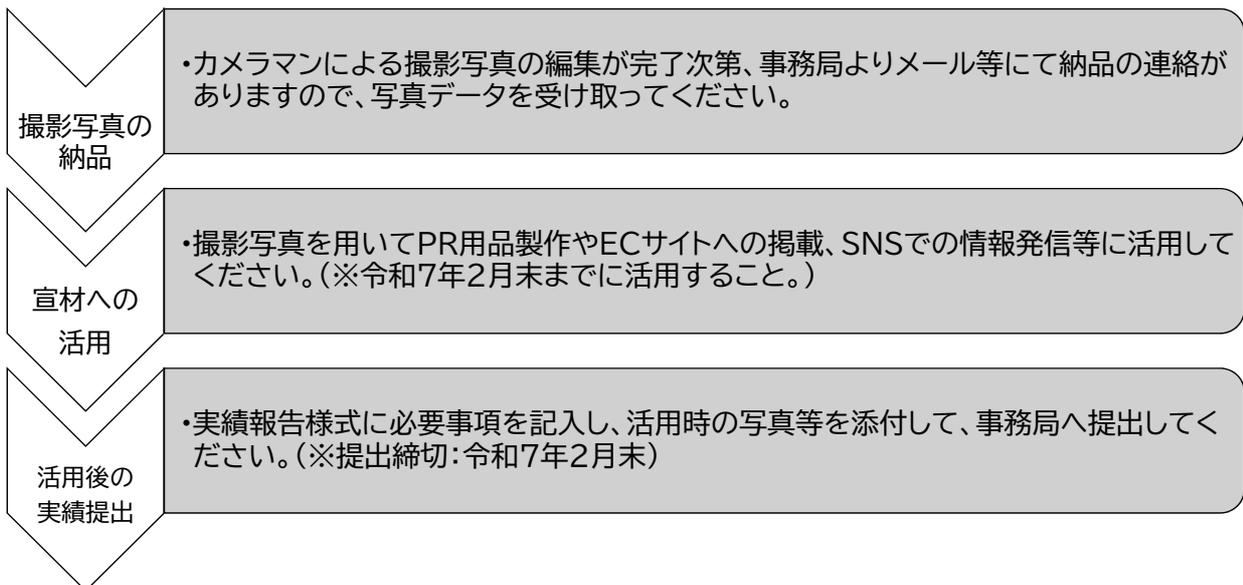
- ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号) 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。
- イ. 暴力団または暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
- ウ. 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- オ. 暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく関与しているとき。
- カ. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。
- キ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

## ■ 事業実施に関する事項

### (1) 事業実施の流れ（申込から事業完了までの流れ）



## 撮影実施



## 事業完了

### (2) 申込方法

あおりり産品販売促進協議会ホームページ（上記QRコード）より申込用紙をダウンロードし、撮影希望や撮影写真の活用計画等、必要事項を記入の上、メール、郵送、FAXにて事務局へ送付してください。なお、電話による申込は受け付けておりません。

宛 先	：	あおりり産品販売促進協議会事務局	宛て
E-mail	：	<a href="mailto:aomorisanshipin@gmail.com">aomorisanshipin@gmail.com</a>	
FAX	：	0172-62-8125	
郵送先	：	〒038-1392	
		青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1	

### (3) 審査基準及び選定方法

参加申込書の申込内容をもとに、下記の審査基準により申込者の販売戦略や事業展開の見込み等も考慮しながら総合的に選定します。

#### ①審査基準

- ア. あおり商品のPRという本事業のコンセプトにあった品目となっているか。
- イ. 撮影した写真の活用予定が、あおり商品のセールスポイントに繋がっているか。
- ウ. 撮影した写真の活用予定が、自身の商品の販路拡大や所得向上に繋がっているか。

#### ②選定について

- ア. 上記の選定基準に照らし、選定後、申込者全員に選定結果（選定・非選定）をメールまたは郵送にて通知します。
- イ. 審査内容については非公開とします。また、審査結果に対するお問合せや質疑は受け付けません。

### (4) 撮影準備に関する留意事項

- ①撮影日時、場所、完成イメージ等の具体的な撮影希望について、事務局より申込者に聞き取りを実施します。なお、申込内容と撮影希望に大幅な変更がある場合は事業を中止する場合があります。
- ②撮影物の購入費や撮影場所の料金等、カメラマンによる通常の撮影料以外にかかる費用は、申込者が負担するものとします。

### (5) 撮影当日に関する留意事項

- ①撮影物の搬入出については、申込者の責任で撮影現場への搬入出を行ってください。
- ②撮影物や現場、完成イメージ等の希望については、選定後に事前の聞き取りを実施しますが、撮影時の具体的な現場セッティングについては、カメラマンと撮影当日に打合せを行います。
- ③撮影時に使用する小物については、申込者が持参するものを除き、カメラマンが用意した小物を使用します。

### (6) 撮影写真の活用に関する留意事項

- ①撮影写真は令和7年2月末までに、PR用品製作、商品パッケージ、ECサイトへの掲載、SNSによる情報発信等、自身の商品の販路開拓に活用してください。
- ②撮影写真の販路開拓への活用実績について、別紙「実績報告書」に必要事項を記入の上、令和7年2月末までに事務局へメールで提出してください。

### (7) 事業の中止・延期

下記のいずれかの場合、事業を中止若しくは延期することがあります。なお、中止並びに延期に伴い申込者に損害が生じた場合、事務局はその損害に関する補償並びに補填を致しません。

- ①天候不良により、撮影の実施が不可能と判断される場合
- ②選定後、申込内容に実施不可能なほどの大幅な変更があると判断される場合
- ③申込内容に虚偽等があった場合
- ④参加条件の違反が発覚した場合
- ⑤特別に事務局が中止すべきと認めた場合

(8) その他留意事項

- ①撮影写真の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）や所有権等は、申込者に帰属するものとします。
- ②申込者以外は、申込者の許可なく、撮影写真を他に利用、公表、貸与等をしてはなりません。ただし、事務局、青森市またはカメラマン（撮影者）が、PRのために行う事業等に撮影写真を活用する場合は、この限りではないものとします。
- ③申込者が撮影写真を活用したことにより、第三者に損害を与えた場合においては、申込者が責任をもって解決してください。
- ④撮影時に発生した撮影現場の物品等の破損または人身傷害等が発生した場合、主催者に瑕疵がある場合を除き、申込者に対して損害補償並びに補填しません。
- ⑤申込者は、本事業実施に当たり、本募集要項に明記されていない事項、あるいは当然補足すべき事項が発生した場合には、事務局と協議の上、実施するものとする。

■ 申込先及び問合せ先

あomor産品販売促進協議会 事務局  
（青森市農林水産部あomor産品支援課）  
担当：佐藤、坪田

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1  
TEL：0172-26-6104 / FAX：0172-62-8125  
E-mail：aomorisanpin@gmail.com